

ねやがわし 農業委員会だより

第 8 9 号
— 発行 —
寝屋川市農業委員会
(事務局)
寝屋川市本町 15 番 1 号
TEL 072(825)2673(直通)
メールアドレス: noui@city.neyagawa.osaka.jp



令和 3 年度農地パトロール

主 な 内 容

- ◎ 令和3年度農地パトロール実施報告 (2)
- ◎ 農産物品評会開催報告・寝屋川市農地の賃借料情報
・ 農地取得における下限面積について (3)
- ◎ 農業まつり(市制施行70周年記念事業)・ジャンボタニシ対策 (4)
- ◎ 元気ファーマー訪問記第15回(国松支部・近藤伸哉さん) (5)
- ◎ 特定生産緑地に関する情報・生産緑地追加指定に関する情報 (6)



都 市 農 地 は 大 切 な 地 球 の オ ア シ ス

農地パトロールを実施
遊休農地・無断転用農地への
指導をより厳格に



上：指導前（遊休農地）

下：指導後（耕作再開）



農業委員会では、令和 3 年 9 月に市内の農地の一斉パトロールを実施しました。特に遊休農地については、草刈等の保全管理だけではなく、耕作を再開するよう指導しています。

今年度の農地パトロールは市内を旧村単位の 5 ブロックに区分し、その区域内の農業委員によるパトロール班を編成。

農地パトロールで発見した 1 号・2 号遊休農地及び無断転用農地については、所有者に対して事情聴取及び対象農地の利用意向調査を実施しました。

なお、耕作が再開されない、事情聴取に応じない場合には、課税地目が農地以外に変更されるなど、固定資産税担当と連携した対応を講じています。

遊休農地の種別

- 【1号遊休農地】
現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供しないと見込まれる農地
- 【2号遊休農地】
その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地
- 【管理不全】
耕作しているが雑草が繁茂する等、管理不全な農地

【結果詳細（指導対象農地）】

	遊休農地									
	経過観察(課税変更なし)					認定(課税変更あり)				
	管理不全		1号遊休		2号遊休		1号遊休		2号遊休	
	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数
1地区			1,619	4	1,526	3				0
2地区			5,221	5						0
3地区			4,796	6			958	1		0
4地区	869	1	2,041	3						0
5地区			4,241	7						0
計	869	1	17,918	25	1,526	3	958	1	0	0

	無断転用									
	原状回復あり				原状回復なし					
	実施予定		実施済		農転等手続しない		農転等手続予定		農転等手続済	
	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数
1地区							20	1		
2地区										
3地区										
4地区										
5地区	1,916	2			1,490.38	6				
計	1,916	2	0	0	1,490.38	6	20	1	0	0



令和3年度 寝屋川市農産物品評会

令和3年度寝屋川市農産物品評会が、令和3年11月26日に寝屋川市役所において開催され、61点の応募がありました。審査の結果、12名の作品が入賞されました。

寝屋川市長賞「たいこん」

入江 剛 (国松町)

大阪府知事賞「玄米(にこまる)」

奥川 広司 (太秦元町)

寝屋川市議会議長賞

〔きやべつ〕

中村 治彦 (美井元町)

寝屋川市農業委員会会長賞

〔玄米(にこまる)〕

川口 智之 (郡元町)

北河内農業協同組合組合長賞

〔キウイ〕

瀧口 満 (河北中町)

九個荘農業協同組合組合長賞

〔玄米(ヒノヒカリ)〕

辻本 博文 (中神田町)

寝屋川市農政推進協議会会長賞

〔ほうれんそう〕

濱 一博 (寝屋)

大阪府農業共済組合組合長賞

〔カラーピーマン〕

家原 傳三 (寝屋)

北河内地区農業委員会連合会会長賞

〔かぼちゃ〕

倉内 勇 (高宮)

寝屋川市農業研究クラブ会長賞

〔大豆(白・黒・茶)〕

喜多 康紀 (木屋元町)

努力賞

溝口 透 (太秦元町)

努力賞

中東 義明 (中神田町)

農地取得時の下限面積を協議 現行どおり20㌥で決定

本市で農地を取得（賃借含む）する場合には、現在耕作している農地（小作により借り受けて耕作している農地を含む）と新たに取得したい農地の合算で、20㌥（2,000㎡）以上なければなりません。

この20㌥の下限面積が適正であるのか、8月に農政企画委員会を開催して協議し、同月の農業委員会総会において、現行どおりとすることを決定いたしました。

寝屋川市農地の賃借料情報（10aあたり）

農地法第52条の規定に基づき賃借された実勢の賃借料を集計しましたので情報提供します。賃借料を決定する際の参考として御活用ください。

なお、この「賃借料情報」は実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、実際の契約の際には、貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。

地域	平均額	最高額	最低額	データ数
市内全域	20,766円	35,361円	10,588円	24筆

賃借（旧小作）関係にある農地について

- ① 賃借（旧小作）関係にある農地を合意解約する場合は、解約した日の翌日から起算して30日以内に農業委員会へ通知を願います。
- ② 賃借人（旧小作人）が死亡等の理由により変更になった場合は、農業委員会への届出を忘れずに行ってください。（相続が重なると手続きが煩雑になります。）

第39回寝屋川市農業まつり

感染予防を徹底し、コロナ禍での開催を実施しました



新型コロナウイルス感染症により、2年ぶりの開催となった「第39回寝屋川市農業まつり」が、令和3年11月20日に打上川治水緑地において開催されました。

コロナ禍での開催のため、商品陳列テントでの対面販売の中止、会場内への入場制限及び、待機場所の設置、手指消毒及び検温といった感染拡大防止対策を行いました。今回は、地元農産物の販売に特化した開催となりました。

会場では、午前9時の販売開始前から新鮮野菜の購入を求め、多くの方が来場され、ほとんどの商品が瞬く間に完売となりました。

令和3年度は、市制施行70周年記念事業として、野菜のボランティアの無料配布が行われました。

これだけはやっておきたい
ジャンボタニシ対策！

近年、ジャンボタニシが寝屋川市の広い範囲で水稲などに被害をもたらしています。

水稲の被害を防ぐためにも、対策が必要です。



水稲に被害を及ぼす
ジャンボタニシ

田植え前の対策

一 石灰窒素散布と耕耘
冬季に稲わらの発酵を促進するのを兼ねて石灰窒素を10^{kg}当たり約20kg散布した後、ロータリーによりほ場を耕起します。石灰窒素によるガスに加え、ロータリーで傷ついた貝が寒風にさらされ、凍死します。

二 貝、卵塊の破碎と排水処理
見つけた貝や卵塊はできるだけ破碎します。(卵塊は水中では呼吸できずに死亡します。)

厳寒期にほ場や用水路に溜まった水を排水し、生息場所をなくしましょう。

田植え後の対策

一 侵入防止策
目合5ミ以下の網をほ場の水口や水尻に張ります。また、降雨時に浸水しやすいほ場は畦畔を高くします。

二 食害防止対策
田面を平均にし、水深を4^{cm}以下の浅水管理にして貝の移動を抑えます。

三 薬剤による防除対策

水稲のジャンボタニシの主な防除薬剤

(農薬登録は令和4年2月9日時点)

薬剤名	使用量	使用時期	使用回数
スクミノン	1~4kg/10a	収穫60日前まで	2回以内
スクミンバイト3	2~4kg/10a	発生時	-
ジャンボたにしくん	1~2kg/10a	収穫60日前まで	2回以内
パダン粒剤4※	4kg/10a	収穫30日前まで	6回以内

※パダン粒剤4は食害防止

(大阪府中部農と緑の総合事務所より記事提供)

元気ファーマー訪問記

第 15 回

第15回目の「元気ファーマー訪問記」は、近藤伸哉さん(国松支部)を訪問しました。寝屋川市、枚方市、交野市などで幅広く農業をされています。近藤さんは2020年5月に設立されたアグリ京阪の代表者であり、市内のスーパーなどに新鮮な野菜を出荷されています。



近藤伸哉さん(25歳)

日本農業経営大学校で2年間農業経営を学び、卒業後にアグリ京阪を設立。現在は従業員6名、父親である近藤利則さんと合わせて農業経営を営む。

100年、200年後も持続可能な農業経営を目指して

「100年、200年後も持続可能な農業経営を目指していきたいです。少しでも多くの農地を守っていききたいと考えています。」
そう話された近藤さん。

市内外問わず、高齢化が進み、農地所有者が耕作できなくなった多くの農地の耕作を受託されています。

また、「必要とされ続ける会社になれるように、求められるものを生産し続けることで、持続可能な農業を実現し、お客様の期待に応えていきたいです。」と農業経営に対する思いを語っていただきました。

雨にも病気にも負けず!

令和3年の夏は雨が多く、作物に病害虫が発生したことで、耕作に大変苦労されたそうですが、それでも数多くの農作物を出荷されました。

主力商品は、米、白ネギ、サニーレタス。直売所やスーパーの他に、デパート内の産直市場等にも出荷しています。また、白ネギは平成30年の寝屋川市主催の農産物品評会において大阪府知事賞を受賞されています。



過去に農産物品評会で大阪府知事賞を受賞した白ネギ

編集後記

まだ25歳の期待の若手農業経営者の近藤さん。会社の経営者として、農家として農地を守っていききたいという思いが強く伝わってきました。

近藤さんは精力的に市内外の多くの農地の耕作をされていて、地域農業の発展に大きく貢献されていることがうかがえます。

「今後は、会社の規模拡大を目指して、主力商品の米やネギをもっと多くの人に届けたい」。今後の近藤さんの活躍から目が離せません。



市内外の多くの農地を耕作されています。

『特定生産緑地』 受付期限を過ぎると 指定できません！

現在、市2軸化事業本部では、平成4年、5年、及び6年に決定された生産緑地の特定生産緑地指定希望申出の受付を行っています。

令和4年4月から平成7年に都市計画決定を受けた生産緑地の特定生産緑地の受付を開始します。

生産緑地地区の都市計画決定日	申出の受付期限
平成4年11月30日	令和4年7月29日まで
平成5年12月6日	令和5年7月まで
平成6年12月9日	令和6年7月まで
平成7年12月22日	令和7年7月まで

【ご注意ください】
平成4年に都市計画決定を受けた生産緑地における特定生産緑地申出の受付期限が迫っております。
受付期限を過ぎると申出はできませんので、必ず受付期間内に申出をしてください。

Q 特定生産緑地の指定を受けた場合、どうなりますか？

A 買取り申出が可能となる時期が申出基準日（*）から10年延伸され、現在適用されている税制措置が引き続き適用されます

Q 特定生産緑地の指定を受けなかった場合、どうなるのですか？

A 申出基準日以降は、いつでも買取り申出ができますが、翌年から固定資産税等が宅地並み課税となり、次世代の方は、相続税等の納税猶予を受けることができません。

*申出基準日とは、生産緑地地区に指定されたから30年経過する日のことを言います。

『特定生産緑地』 追加指定を 行っています

追加指定は、指定要件がありますので、事前相談をしていただきますようお願いいたします。

受付

特定生産緑地の指定及び生産緑地地区の追加指定の受付は、2軸化事業本部で随時行っています。

必要書類、受付期間の詳細等については、市（2軸化事業本部）のホームページで確認することができます。

相談

特定生産緑地の指定及び生産緑地地区の追加指定に関するご相談は、2軸化事業本部または農業委員会事務局で随時受けています。

【2軸化事業本部】

寝屋川市役所本庁3階

【農業委員会事務局】

寝屋川市上下水道局3階